

第92回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和2年6月18日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6月18日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

- | | | |
|-------|-------------|---|
| 日程第 1 | 第 62号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 第 63号議案 | 宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 第 64号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 第 65号議案 | 宍粟市税条例の一部改正について |
| | 第 66号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 67号議案 | 宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 68号議案 | 宍粟市長寿祝福条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 69号議案 | 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 70号議案 | 令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 9 | 所管事務等調査について | |
-

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 62号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 第 63号議案 | 宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 第 64号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 第 65号議案 | 宍粟市税条例の一部改正について |
| | 第 66号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |

- 日程第 5 第 67号議案 宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 第 68号議案 宍粟市長寿祝福条例の一部改正について
- 日程第 7 第 69号議案 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 第 70号議案 令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 所管事務等調査について

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議員	4 番 西 本 諭 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大 久 保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 神 吉 正 男 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	10 番 山 下 由 美 議員
11 番 飯 田 吉 則 議員	12 番 大 畑 利 明 議員
13 番 浅 田 雅 昭 議員	14 番 実 友 勉 議員
15 番 林 克 治 議員	16 番 東 豊 俊 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局 長 小 谷 慎 一 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 中 村 司 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参事兼総合病院事務部長 隅 岡 繁 宏 君
企画総務部長 前 田 正 人 君	まちづくり推進部長 津 村 裕 二 君
市民生活部長 平 瀬 忠 信 君	産 業 部 長 名 畑 浩 一 君
建 設 部 長 富 田 健 次 君	一宮市民局長 上 長 正 典 君
波賀市民局長 坂 口 知 巳 君	千種市民局長 福 山 敏 彦 君

会 計 管 理 者 太 中 豊 和 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 路 仁 君

教 育 委 員 会 教 育 部 長 大 谷 奈 雅 子 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、全国市議会議長会において、議員として永年在職されております山下由美議員が表彰を受けられましたので、御報告をいたします。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、本日の説明員について、お手元に配付しております議長宛て通知書写しのおとり欠席の通知がありましたので、御報告いたします。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第62号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第1、第62号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) おはようございます。それでは、報告をいたします。

令和2年5月29日に審査付託のありました、第62号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、6月4日に第6回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第62号議案の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に対処するための、感染症防疫業務従事職員の手当の特例、感染症病棟等勤務手当の特例、感染症患者看護手当の特例を定めるものです。

審査の中で委員からは、附則第4項に規定する感染症防疫業務従事職員の手当の支給額の支給基準についての質疑があり、当局からは、業務内容が、接触の頻度や感染する可能性が高いか低いかにより判断することになるとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第62号議案については、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第62号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第62号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第63号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第2、第63号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和2年5月29日に審査付託のありました、第63号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正については、6月4日に第6回、11日に第7回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第

111条の規定により報告いたします。

第63号議案の主な内容は、スポニックパーク一宮及び千種B&G海洋センターにおいて指定管理による柔軟な運営を促進し、自主事業の増強・展開による市民サービスの向上を図るため、スイミングスクールの利用料金の規定を削除するものです。

審査における主な論点は、5点ございます。

一つ、地方自治法や市条例との整合について。

二つ、指定管理者が料金設定する場合の市の関わりについて。

三つ、指定管理者が行う事業は自主事業であるか提案事業であるかについて。

四つ、自主事業の定義について。

五つ、自主事業の経費負担について。

これらを中心に審査をいたしました。

まず、地方自治法や市条例との整合につきましては、指定管理施設の料金設定は、条例で規定した額の範囲内で指定管理者が定めるものであり、条例規定を削除し、指定管理者が独自に料金を設定することが適当なのかという質疑があり、当局からは、行政実例等にもあるように事業への参加者が支払う参加料は、事業の参加の対価であり、施設の利用の対価ではないため、スイミングスクールの参加の対価として参加者から徴収する料金は、公の施設の使用料ではないので、条例で定める必要はないものと解釈している。よって、地方自治法や市条例に定める利用料金に該当しないので、地方自治法に反しないと考えている。また、近隣の自治体においてもスイミングスクール利用料金を条例に規定していない自治体もあるとの回答がありました。

次に、指定管理者が料金設定する場合の市の関わりについてですが、スイミングスクールの利用料金が高額となり、市民負担が増える可能性があるが、料金設定において市はどのように関わるのかという質疑があり、当局からは、サービス内容や利用料金などを含む自主事業計画を審査し、最終的には教育委員会が承認するとの回答でした。

次に、指定管理者が行うスイミングスクールは、指定管理業務外の自主事業なのか、それとも指定管理業務内での提案事業なのか、また、自主事業の定義について質疑があり、当局からは、自主事業とは、指定管理者が自主的に企画立案または他社との共催により実施する事業で、教育委員会が認めた事業であり、スイミングスクールは指定管理業務外であるが、施設の設置目的内の自主事業と考えているとの回答がありました。

次に、自主事業の経費負担について、自主事業を行うのに必要なプールの利用料金は、どのようになるのかとの質疑があり、当局からは、減免規定があることから、指定管理者から徴収はしないが、指定管理料を算定する中で、利用料金に相当する部分は、指定管理料と相殺することになる。なお、減免規定の解釈については、法制担当とも再度確認し、適切に事務処理をしていくとの回答がありました。

次に、条例改正より前に、市全体の指定管理制度に関するガイドラインなどを示すのが先ではないか。また、指定管理者の募集に際しては、市民の不利益にならないこと、市民の満足度を上げることといった条件を付すのかとの質疑があり、当局からは、現時点では、全体を通したガイドラインはないので、今回の議論の内容も含めた募集要項を定めることで、これまで利用されてきた市民へのサービスが損なわれることのないように対処したいとの回答でした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第63号議案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第63号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の条例改正は、スポニックパーク一宮及び千種B&G海洋センターの2施設の温水プールで実施されていますスイミングスクールを指定管理者の自主事業として事業の範囲拡大や実施条件の緩和など、指定管理者の柔軟な運営を促進させることを目的に、条例で定められていますスイミングスクール利用料金を条例から削除しようとするものです。

従来は、指定管理者が企画提案した自主事業については、指定管理業務に関する基本協定に記載する業務として実施され、スイミングスクールの利用料金は条例に

定める範囲内において指定管理者が定めるとされてきました。

今回、条例から利用料金が削除されることで、利用料金の値上げなど、市民、利用者の負担増につながるものが危惧されます。また、今回提案されています自主事業とは、従来とは違い指定管理者に公の施設を使用させて、自主事業範囲の拡大を認めたり、実施条件の緩和を図るなど、収益の増加を狙いとするものです。しかし、自主事業の妥当性をどう判断するのか、その範囲や実施の取扱いなどについて、何ら規範、基準の定めがなく、条例改正を行おうとするものです。

そもそも問題は、スポーツ施設の使用料免除を見直さず、放置していることが指定管理者の収入機会の確保をなくしており、その分、自主事業の範囲拡大や条件緩和によって収益を確保させようとする今回の条例改正の背景が伺えます。

スポーツ施設の管理運営費について、広く市民の税金で賄うのか、受益者に一定の負担を求めるのか、使用料免除の問題を放置できない時期であると考えます。

本件条例改正以前に、指定管理業務や自主事業に係るガイドラインの策定、公の施設の使用料免除について検討の必要があることを指摘し、反対討論とします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） 2番、宮元裕祐です。議長から発言の許可がありましたので、第63号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

議案審査は6月4日と11日の2回開かれました。今回の条例の一部改正は、スポニックパーク一宮と千種B&G海洋センターにおける温水プールのスイミングスクール料金を条例から削除するものです。削除することにより、指定管理者が市民ニーズに沿った新たな自主事業を展開することが可能になり、また、指定管理者の自主的な経営努力を発揮、施すことができ、集客努力次第で収入が増加するというインセンティブが働きます。このことにより、指定管理者は弾力的な収支計画の立案が可能になると考えられます。

公の施設における指定管理制度については、公益性と収益性が求められます。また、指定管理者の選定や評価には専門的ノウハウや自主事業などの取組も必要となります。

今回、温水プールのスイミングスクールの利用料金を条例から削除することは、公と民、双方が事業上の問題点を発見し、施設運営の改善につなげるための仕組みづくりとなり、市民にとってのサービスの価値と向上につながると考えます。

以上のことから、第63号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について、賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。第63号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の改正は、指定管理者による柔軟な運営を促進するために、宍粟市スポーツ施設条例において規定されておりますスイミングスクールの利用料金の部分を削除するものです。

私は、この議案の質疑において、スイミングスクールの利用料金の値上げにつながるのではないかと、また、各家庭の経済状況によって利用できるプログラムを選択しなければならないというような事態が起こるのではないかと、そんな事態が起こった場合、対応は考えているのかとたどしました。その回答によりますと、スイミングスクールの利用料金の負担が増えることは考えられる。現在のところ、対応は考えていないとのことでありました。

これら宍粟市のスポーツ施設は、宍粟市民の健康を守り、豊かな暮らしを保障するものであり、経済状況に関係なく安心して利用できなければならないと考えます。

よって、この条例の一部改正に賛成することはできません。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第63号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第63号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第63号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第64号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第64号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 第64号議案審査報告について。

令和2年5月29日に審査付託のありました、第64号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正については、6月3日に第5回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第64号議案の主な内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、医療費の助成対象となる低所得者であるか否かを判定するための基準について、所要の整備を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第64号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第64号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第64号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第65号議案～第66号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第65号議案、宍粟市税条例の一部改正についてから、第66号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についての2議案を議題といたします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 第65号議案、第66号議案について審査報告いたします。

令和2年5月29日に審査付託のありました、第65号議案、宍粟市税条例の一部改正についてから、第66号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についての2議案は、6月3日に第5回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

まず、第65号議案の主な内容は、地方税法等の一部改正に伴い、宍粟市税条例の一部改正を行うもので、未婚の独り親に対する税制上の措置として、婚姻歴の有無や性別にかかわらず市民税の控除を適用する制度を創設するもの等のほか、地方税法等の改正に伴う文言の改正、引用部分の条項ずれの対応であります。

続いて、第66号議案の主な内容は、地方税法の一部改正に伴い、都市計画区域内の低未利用土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得に係る控除の特例を設ける改正を行うものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第65号議案、第66号議案の2議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第65号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第65号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第65号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第66号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第66号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第66号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第67号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第5、第67号議案、宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) 第67号議案について報告いたします。

令和2年5月29日に審査付託のありました、第67号議案、宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、6月3日に第5回文教民生常任委員会を

招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第67号議案の主な内容は、災害弔慰金の支給等に関する法律等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、災害援護資金の貸付けを受けた方が置かれている状況等を鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等について、法律の改正に準じ必要な措置を講じるため、所要の整備を行うものであります。

審査の中で委員からは、上位法の改正理由と法改正の背景についての説明を求めるとの質疑があり、当局からは、上位法に関しては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正する法律である。また、背景としては、平成7年阪神・淡路大震災当時、生活支援法がなかったため、今回、一定の低所得者等の免除を可能にすることと、債権管理の実態を教訓に急ぐべき現行貸付金制度の免除を是正するという趣旨が背景となっているとの回答がありました。

慎重に審査しました結果、第67号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第67号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第67号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第68号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第6、第68号議案、宍粟市長寿祝福条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) 第68号議案について審査報告いたします。

令和2年5月29日に審査付託のありました、第68号議案、宍粟市長寿祝福条例の一部改正については、6月3日に第5回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第68号議案の主な内容は、祝品の贈呈対象である100歳を迎える方を把握する基準が、宍粟市と国、県とで相違していることから、宍粟市の基準を国、県に合わせることで、祝品の贈呈対象者の統一を図ろうとするもので、従来の制度により今年度中に祝品の贈呈対象となる方については、経過措置を設け、対応するものであります。また、市の単独事業である88歳を迎える人への祝品の贈呈についても、事業の統一性を図るため、同様の改正を行うものであります。

審査の中で委員からは、基準日を国県に合わせる理由は何か、平成28年度条例改正からの今回の改正に至ったのはなぜかの質疑があり、当局からは、国県の祝福事業と合わせて市の祝福事業を行うことで、対象者の長寿への祝意と意識の高揚を図りたいということ、9月の敬老月間の各種行事と合わせて一体化して祝福することが望ましいと考え、条例改正を行った。また、条例や制度の改正については、その都度、社会情勢や状況、市民の意見等により改正の必要性があれば改正するという考え方は大切なことであると思っているとの回答がありました。

慎重に審査しました結果、第68号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長(東 豊俊君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第68号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第68号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第69号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第7、第69号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していた
ものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和2年5月29日に審査付託のありました、
第69号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、6月4日に第6回総務経済常任委員会を招集して審査を行
いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第69号議案の主な内容は、法律等の改正に伴い、選挙長等の報酬額の引上げ及び
職務代理者の報酬額を規定するものです。

審査の中で委員からは、職務代理者を追加規定した理由について質疑があり、当

局からは、チェック体制強化のため、実務として、職務代理者も選挙長等と同様の職務に従事していただいているため、今回、規定を設けたとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第69号議案については全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第69号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第69号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第70号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第8、第70号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 令和2年5月29日に審査付託のありました、

第70号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。6月3日に文教民生分科会、6月4日に総務経済分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、6月10日に第6回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第70号議案の関係部分の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の歳入計上及び国庫補助金を財源としてマイナポイント利用環境整備事業費を新規計上するものです。また、B&G財団からの助成金や公共施設等整備基金繰入金を財源とし、波賀B&G海洋センター改修工事を実施するものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第70号議案の関係部分につきましては、全会一致で賛成であったとのことでした。

次に、文教民生分科会が審査した第70号議案の関係部分の主な内容は、健康福祉部の関係では、宍粟市長寿祝福条例の改正により、今年度に限り敬老祝品の対象者が増えることによる増額補正である。教育部の関係では、児童生徒への1人1台の端末機器の整備が、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今年度末に前倒しされたことに伴い、必要となる端末機器の購入費用などの増額補正である。

審査の中で委員からは、健康福祉部の関係では、補正の理由、また祝福方法はどのように行うのか、教育部の関係では、令和5年度の目標の前倒しとなったが、全児童生徒が活用できる条件整備は可能なのか、整備費補助金の説明などの質疑があり、当局からは、健康福祉部の関係では、今回の補正は、条例改正に伴う経過措置の対象者についての補正である。方法については、88歳の経過措置の方への対応は、新型コロナの関係もあり郵送で対応、100歳の方については、基本的には、部長、市民局長の訪問により祝福したいと考えているが、訪問を希望されなければ郵送での対応を考えている。この分については、経過措置に対する対応であるとの回答があり、教育部関係では、子どもたちの学習能力・技能、家庭環境など様々な異なる状況はあるが、基本的な技能を身につけ、豊かな学びが保障できる体制を、教職員の研修等も含め環境を整えていく。今回の補正については、4月30日に成立した国の補正予算において、当市においても、これらを整備するための予算を計上したも

のである。今後、国からの補助金の手続を経て、当初予算分と同様に購入を進める予定であるとの回答があったとのこと。

そのほか、関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第70号議案の関係部分につきましては、全会一致で賛成であったとのこと。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第70号議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第70号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第70号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 所管事務等調査について

○議長（東 豊俊君） 日程第9、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申出がありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査につきましては、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、第92回宍粟市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでした。

第92回宍粟市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に上程されました案件は、宍粟市教育委員会委員の任命について、宍粟市農業委員会委員の任命について、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件、そして宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について等、さらに新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を含めた令和2年度宍粟市一般会計補正予算があり、いずれも重要な案件ばかりでございましたが、議員各位の御精励により適切妥当なる結論にて議了いたしました。

ただ、雇用創生協議会の不正受給に関する件につきましては、昨年11月に報道されて以来、今回も一般質問にも取り上げられましたが、いまだに大きな進展が見られていないことから、この件は議会として今後とも注視しなければなりません。

さて、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が先月25日に解除となり、その後感染者の数は減少傾向にあるものの、やはり私たち一人一人の行動によりコロナウイルスの蔓延を防ぐことが何よりも重要であります。また、医療・介護の最前線で懸命の努力が続けられていることに感謝の念を忘れてはならないと思う次第でございます。そして、これ以上、感染が拡大しないよう願うばかりでございます。

今後とも市民の皆様はじめ当局の皆様、議員各位にはくれぐれも御留意くださいますようお願いを申し上げます。

これをもって、閉会の挨拶といたします。

議員各位、市長はじめ当局の皆様には円滑なる議事運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

○市長（福元晶三君） 第92回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先月29日に開会された第92回宍粟市議会定例会は、東議長、林副議長はじめ議員各位の御精励により、全議案を議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、教育委員会委員の任命などの人事案件、令和2年度一般会計補正予算など、重要案件について慎重に御審議の上、議決をいただきました。改めてお礼を申し上げたいと、このように思います。

また、一般質問におきましてもいろいろと御意見、御提言を頂きました。いずれも重要な課題でありますので、今後、市政を運営する中で、真摯に取り組んでまいりたいと、このように思っておるところでございます。

さて、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除され、今日で25日目となりますが、先ほどもありましたとおり、兵庫県内の感染者につきましては、昨日17日時点で32日間、発生していない状況が継続されております。市民の皆様をはじめ事業者の皆様、さらには議員各位の御協力に改めてお礼を申し上げますとともに、今後の第2波に備え、新たな生活様式、兵庫スタイルを日常生活に取り組んでいただきますようお願いいたします。

具体的には、3密を避ける、身体的距離を保つ、マスクの着用などのせきエチケットを徹底する、手洗いと手指消毒を徹底する、体温測定と健康チェックを心がけるなどが挙げられます。

市内の経済状況を見ますと、大変厳しい状況の中ではありますが、頑張っておられる事業者の皆様への第3弾の支援策を用意し、一刻も早く消費喚起と地域経済の活性化を図りたいと考えておるところであります。

その施策の方向性は、商工会、西兵庫信用金庫、宍粟市の三者包括連携協定に基づき、市内の経済状況を的確につかむ中で議論し、今やらなければならないことをそれぞれが分担する中で決定をしたところであります。

1点目が高いプレミアム率の商品券の発行、2点目が同じく高プレミアムのグルメ券の発行、3点目が宿泊費の割引きであります。

また、感染症との複合災害への備えとして、一時避難所の感染症予防の強化につながる自主防災組織の活動支援補助事業の拡大なども予定をしておるところであります。感染予防の徹底と合わせて早期に地域経済の後押しを進めてまいりたいと存

じます。引き続き議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、国の特別定額給付金の状況であります。当初新聞紙面では、支給の遅れが心配されておりました。そういった中、職員の奮闘で交付事務が円滑に進めることができ、昨日17日時点で97%を超える世帯への振込みが完了しておりますことを御報告申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様には御健勝にて宍粟市の発展に向け、より一層の御尽力を賜りますとともに、今後とも市政に対する御理解と御支援、御協力をお願いし、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前10時23分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 東 豊 俊

宍粟市議会議員 山 下 由 美

宍粟市議会議員 飯 田 吉 則